

## 福島県広報誌広告事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、福島県広告事業基本要綱（平成20年6月2日付け20文第836号総務部長通知）（以下「要綱」という。）に基づき、福島県（以下「県」という。）が発行する広報誌（以下「広報誌」という。）の広告事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 広報誌に掲載する企業・団体等の広告をいう。
- (2) 広告主等 自ら広告を掲載しようとする者のほか、他者の広告を代理し掲載しようとする者をいう

### (広告の規格等)

第3条 広告を掲載する広報誌及び広告の規格等は、別表のとおりとする。

### (掲載可能な広告の範囲)

第4条 掲載できる広告の内容及び広告を掲載できる業種又は事業者等については、要綱第4条並びに福島県広告掲載基準（平成20年6月2日付け20文第836号総務部長通知）の規定によるものとする。

### (広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）の最低価格は、県が別に定め、募集の際に提示するものとする。

- 2 広告主等は、県の発する納入通知書により、県が別に定める納入期限までに広告掲載料を支払うものとする。

### (広告主等の募集)

第6条 広告主等の募集は、県のホームページ等により公募を行うものとする。ただし、公募を行った結果、広告の掲載を希望する者がいない場合は、個別募集を行うことができるものとする。

- 2 前項の募集に関して必要となる事項は、福島県広報誌広告募集要項（以下「募集要項」という。）により別に定めるものとする。

(広告主の決定)

第7条 広告の掲載を希望する者及び広告の内容が、第4条で規定する範囲内である者のうち、第5条により提示した最低価格の金額以上で、最も高額な価格で申し込んだ者を広告主等として決定する。

2 前項において、最高額の申し込みが2者以上ある場合は、次の順位により決定する。  
なお、同順位の者の中では、抽選により決定する。

- (1) 第1順位 福島県内に本店登記がある者
- (2) 第2順位 福島県内に支店または営業所がある者
- (3) 第3順位 上記以外の者

(契約の締結)

第8条 前条第1項の決定があったときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主等は、県が募集要項で定める日までに、掲載する広告原稿を県が指定するソフトウェア等により作成し、県に電子データで提出しなければならない。

- 2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主等の負担とする。
- 3 提出された広告原稿につき、県が適当でない認められるときは、期日を定めて修正を求めることができ、広告主等は正当な理由なしで、これを拒むことはできない。

(広告掲載の中止)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、県は広告掲載を中止し、契約を解除することができる。

- (1) 県の指定する期日までに掲載する広告原稿の提出がないとき。
- (2) 県の指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (3) 広告主等が県の社会的信用を失墜し、業務を妨害し、または事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (4) 広告主等が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (5) 広告主等の倒産、破産等により実施する必要がなくなったとき。
- (6) 広告主等が取り下げを書面により申請したとき。
- (7) その他、県の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載誌面の確認)

第11条 広告主等は、県とともに広告掲載誌面について校正を行い、内容を確認するものとし、校正終了後に内容の変更を求めることはできないものとする。

(広告掲載料の還付等)

第12条 既に納入した広告掲載料は還付しない。ただし、広告主等の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなくなったとき、その他特別な理由があるときは、その全部又は一部を還付するものとする。

(広告主等の責務)

第13条 広告主等は、広告の内容その他広告に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、権利の侵害をはじめ第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為をしてはならない。

2 広告主等は、広告の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている素材、履行方法等を使用するときは、その権利処理を行うとともに、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

3 広告主等は、広告掲載により第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任と負担により解決しなければならない。

(協議)

第14条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主等双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、平成24年3月12日から施行する。

「福島県県政広報への広告掲載要綱」(平成20年2月15日付施行)及び「福島県全戸配布広報誌広告掲載要領」(平成20年4月8日施行)は廃止する。

別表

<p>広告掲載広報誌の概要</p>	<p>(1) 名称：福島県全戸配布広報誌「つながる ふくしま ゆめだより」  (2) 発行回数：年6回（6, 8, 10, 12, 2, 4月の1日発行）  (3) 規格：A4判 16ページ、フルカラー  (4) 発行部数：各号約674,000部  (5) 配布先：福島県内全世帯  (6) その他：バックナンバーHP参照  （検索キーワード「福島県県政広報ガイド」）</p>
<p>広告の規格等</p>	<p>(1) 枠数：3枠（分割不可）  中面①（10ページの下部、縦50<sup>ミリ</sup>*横185<sup>ミリ</sup>）  中面②（11ページの下部、縦50<sup>ミリ</sup>*横185<sup>ミリ</sup>）  裏表紙（裏表紙の下半分、縦110<sup>ミリ</sup>*横185<sup>ミリ</sup>）  (2) 色数：フルカラー  (3) その他：同一広告主等による広告を同一号の複数箇所に掲載することはできない。ただし、同一の広告主等による広告を複数月連続して掲載することは妨げない。</p>
<p>広告の内容及び体裁</p>	<p>(1) 内容：必ず広告主等の名称及び問い合わせ先を表記すること。  (2) 文字：大きさは原則として7ポイント以上とすること。  (3) その他：読者にとって見やすい配色、レイアウト、デザイン等とすること。広告の対象となる商品、サービス等の内容について、読者が誤解するおそれのある表現を用いないこと。</p>
<p>広告掲載料</p>	<p>各枠の広告掲載料の最低価格については、募集の際に提示</p>
<p>その他</p>	<p>—</p>